

「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」 Q & A

統合版 (NO. 1 ~ NO. 11)

B. 学術研究助成費関係 No3、No9、No13、No15の回答を変更しました。

平成26年4月21日

Q	A
全体について	
1 ガイドラインで言う医療機関等とは何を指すのか？	学会、大学医学部（付属病院）、病院及び診療所、技師会、研究所、研究会、その他医療とその研究開発治験を行う施設及び医療に従事する者をいう。
2 ガイドラインは、強制力を持つものなのか？	強制力を待たない。業界自主ルールである。
3 海外の医療機関等への費用の支払いも対象となるのか？	日本国内の医療機関等を対象としている。
4 医療機関等との透明性ガイドラインであることから、家庭向け製品のみを取り扱う企業は対象外と考えて良いか？	家庭向け製品のみを取り扱う企業でも対象である。
5 医機連に加盟していない連結子会社は公開対象となるのか？	出来る限り公開が望ましい。
6 公開した情報が正しいかどうかどう担保するのか？	開示する内容は、開示者の自己責任において公表するものである。
7 医療機関等との関係の透明性に関する各社の企業方針の表明は、いつまでに行うのか？	平成25年度（2013年度）からの支払いが対象となることから、平成24年度（2012年度）中に表明することが望ましい。
8 公開する費用は消費税抜きでよいか？	消費税込みかなしかは各社に一任するが、公開にあたってはその旨を明示ください。
9 支払い金額は概算費用として公開してよいか？	概算ではなく、正確に公開ください。
10 公開する期間は前年度分だけでよいか？前年度分公開時に前々年度公開分を削除してよいか？	各社で対応ください。
11 インターネット（ウェブサイト）以外にもどのような公開方法があるのか？	その他公開方法としては、例えば官報や日刊新聞がある。
12 医療機器の製造や製造販売を行わない販売業者は、本ガイドラインの対象外で良いか？	対象外ではない。公開する必要がある。
13 グループ系企業で、設計部門である薬事法の規制対象外の法人は、本ガイドラインの対象外と考えてよいか？	対象外である。
14 財団を通じた金銭の支払いは開示対象となるが、これは企業関連の財団を通して医療機関に支払う場合を指しているのか。企業とは無関係の財団から寄付金等を支払う場合は、開示対象とならないか。	いかなる財団を通じた場合であっても、企業から医療機関への寄付金等の支払いは対象となる。
15 家庭向け製品のみを取り扱う販売業者は対象外と考えてよいか？	対象となる。
16 患者団体を対象に寄付等が発生した場合の資金提供の開示はどのようにすべきか？	本ガイドラインでは対象外である。
17 本ガイドラインは業界自主ルールであるとのことだが、資金提供を公開しない企業は何か不利益を被るのか？	不利益を被ることはない。会員企業は業界自主ルールを理解の上、情報公開に協力することが求められる。

	Q	A
18	平成25年度に支払いが発生する平成25年度以前に医療機関等と取り決めた契約書等に関する支払いについても公表の対象となるか？	平成25年度に医療機関等への支払いが発生する場合は、公開対象となる。
19	弊社の会計年度は、1月～12月であるが、平成25年1月に行われる学会共催関連のイベントに関して、実質的な支払いが平成24年12月中に行われた場合でも、平成25年度のイベントとして開示対象となるのか？	会計年度を対象としているので、平成24年度に支払われた費用は開示対象外である。
20	会計年度終了から公開までの期間は各社の状況により対応するということが良いか？	会計年度決算終了時から、出来るだけ早く公表することが望ましい。
21	会社ごとに年度の開始時期が異なるが、事業年度にあわせて開示して良いか？	貴見の通りである。
22	「支払基準」でデータを集計する場合に、「支払基準」を「経費計上基準」で運用することは可能か？	公開は会計年度毎に行われることから、各社の会計処理基準に合わせ対応ください。
23	税制面での捉え方とガイドラインでの捉え方と異なることで良いのか？	貴見の通りである。
24	外国の医療機関等に対する支払いも公開の対象となるのか？	外国の医療機関等は対象ではないので公開は対象外である。
25	医師の持つノウハウや特許の使用料、又は買取りの費用は対象となるのか？ 対象の場合は本ガイドラインの分類の何に該当するのか？	特許の使用料や買取りの費用は、対象ではないので公開は対象外である。 コンサルティング等業務委託費に該当しないか各社で判断ください。
26	個別開示について医療機関等から同意を得られず、匿名なら良いと言われた場合は、どの様に対処すれば良いか？	匿名の開示は不可である。 開示に同意いただける医療関係者に業務を依頼ください。
27	薬事法の規制対象外の法人を本ガイドラインの対象外（Q&A NO. 2. 7）とすると、グループ系企業の対象外法人からの資金支払い等により本ガイドラインの潜脱行為が可能になることから、本ガイドラインの実効性を高めるためには、グループ系企業は全て対象とすべきではないか？	本ガイドラインは業界自主ルールへの理解に従い、企業が透明性に関する指針を策定することから、グループ系企業における潜脱行為は制限されることになる。
28	大学工学部の医療工学的な研究室や工学系研究所のメディカルエンジニアリング的な部署は、対象外と考えて良いか？ 接遇において、医療関係者と医療工学的な工学者が一緒に行なった（混在していた）場合は、その費用は案分して計上すればよいのか？	大学工学部関係の研究室や工学系研究所は、対象外である。 接遇で混在していた場合は、案分せずに全額を計上することになる。
29	システム導入コストから叶わないところもあり、まずは、施行、導入という事実を優先してできる範囲から進めて良いか？	公開時期を前提として、本ガイドラインの準備期間に沿って準備を行い公開ください。
30	本ガイドラインの標準開示フォームのようなものがあるのか？	標準開示フォームはない。 本ガイドラインを参照して各社作成ください。

	Q	A
31	研究用機器・試薬と医療機器事業を同一会社で行っている場合、公開対象は医療機器事業に係るものだけでよいのか？ 研究用機器・試薬事業に係るものも含まれるのか？	本ガイドラインは、医療機器を対象としているので、医療機器事業に係るものだけでよい。
32	医療機器事業のみを対象とすることでよい場合、一般研究用と医療機器の両者を使用している同一施設に寄付等を行っているケースでは、その目的を鑑みて、どちらの事業によるものか各社で判断して問題はないか？	各社で判断して問題はない。
33	本ガイドラインと米国サンシャイン法を比較すると、開示の対象等相違点があるが、会員企業が米国本社の子会社の場合、会員企業の判断で、米国本社の開示指針に従い日本法人子会社において運用してもよいのか？	日本法人子会社は、本ガイドラインに基づき公開ください。
34	(A) 研究費開発費等 (D) 情報提供関連費、(E) その他の費用 は総額開示となっているが、個別の記録を残しておく必要があるか？	本ガイドラインでは、個別の記録を残すことは求めてない。
35	医療機器業公正競争規約「医療機器の貸し出しに関する基準」に従って無償貸与されている医療機器は本ガイドラインの対象外と考えて良いか？	医療機器の貸出しは、本ガイドラインの対象外である。
36	会員企業は、全て公開対象企業となるのか？ 公開対象企業の資本金、売上額、従業員数とかの基準はないのか？	会員企業は、全て公開対象企業となる。 資本金、売上額、従業員数等の基準は設けていない。
37	医療機関等が示されているが、日本赤十字社、学校（保健室）、特養施設、介護福祉士、AED等設置の集会施設、消防署、消防署員は対象になるのか？	日本赤十字社とAED等設置の集会施設以外はすべて対象となる。
38	日本赤十字社は対象外とのことであるが、同社に所属するすべての機関が対象外と理解して良いか？	日本赤十字社の本社と都道府県支部は対象外であるが、都道府県支部の下にある医療を行う赤十字病院や赤十字血液センター、及び研究等を行う赤十字看護大学などは対象となる。
39	医薬品医療機器総合機構（PMDA）への相談料は開示対象外として良いか？	PMDAは医療機関等でないことから、対象外である。
40	産業医による企業内健康管理室は、医療機関等になるのか？	産業医は、労働安全衛生法により、一定規模の事業場に選任が義務付けられているものであり、企業の非常勤職員と同様の扱いと考えられるため公開の必要はない。 また、産業医の職務の一環として社員の知識習得のために行う講演についても公開の必要はない。
41	本ガイドラインについての医療機関等への周知活動は、医機連として公表以外に行う予定はあるのか？	本ガイドライン公表に併せて、日本医学会、医師会、病院協会等の病院団体等へ周知を推進している。

	Q	A
42	製薬協では各大学等と包括同意を取り交わしているが、医機連では同様の取組みは予定されているのか？	今のところ予定していない。
43	公開内容を開示している期間はどのくらいを考えているのか？	本ガイドラインの主旨に基づき、透明性を高めるという観点から、ある程度の期間が必要である。各社で判断ください。
44	「医療機関等から情報公開に関する了承を得る手順の策定」において、透明性ガイドラインに従い開示する旨の説明を医療機関等に行い、契約を交わすといった内容の手順書が求められることになるのか？また、雛形等はあるのか？	医機連で手順書の雛形を準備する予定はないので、各社の実態に合わせた委受託契約の締結手順等を策定ください。
45	公開する支払い金額は、正確に公開とされているが、集計金額は千円単位でも良いか？	A、D、Eの総額は、千円単位での公開で可である。ただし、個別開示は、1円単位での公開となる。
46	薬事法に規定する医療機器と医療機器に該当しない製品の両者を製造し、医療機関等に販売している場合、自社の「透明性に関する指針」の策定・公開、支払い情報の公開をするにあたっては、薬事法に規定する医療機器に関わるものだけを対象とすることで良いか？	Q & A 統合版NO.5「全体について」31の通り、医療機器に該当しないものは対象外である。ただし、本ガイドラインの目的や各社の指針に照らし、適切に判断ください。
47	公開対象の5項目（A～E）について、医療機器と医療機器以外のものが対象となる場合、Aは医療機器のみ、Bは医療機器以外を含む全て、のように異なる取り扱いを行っても差し支えないか？	差し支えない。 本ガイドラインの目的や各社の指針に照らし、適切に判断ください。
48	Q & A 統合版NO.5「全体について」37では、特養施設は医療機関等の対象となる旨の記載があるが、老健施設（介護老人保健施設）は対象となるか？	対象となる。
49	企業関連の財団（公益財団法人）が医療機関等へ寄付をした場合、および医療担当者等へ表彰（金銭等）を行った場合に、企業としては関連財団の活動について、透明性ガイドラインの開示対象外との認識で良いか？	Q & A 統合版NO.5「全体について」14の通り、企業から医療従事者への資金提供はいかなる財団を通じた場合においても、公開対象となる。 財団が独自に資金提供した場合は、対象外である。
50	工学部に所属する医学博士にコンサルティング業務を依頼する場合は、公開対象となるか？	コンサルティング業務の内容が、医師としての専門性を期待して委託した業務であれば、所属先に関係なく公開対象となる。
51	上記で公開対象となる場合、「〇〇大学工学部教授（氏名）」となり、医療関係者であることがわかりにくい。所属先は書かず、「医学博士（氏名）」と公開しても良いか？	氏名だけの公開では個人の特定が困難な場合も想定されることから、正式な所属先を明記ください。

	Q	A
52	コンサルティング契約を結ぶ場合、対個人と契約を結ぶことになり、所属する大学は、契約上も実務上もまったく関与しない場合があり、所属先の大学を記載するのは違和感があります。氏名のみ、もしくは「医学博士（氏名）」のような公開のしかたで良いか？	医療関係者への資金提供を行った場合は、本ガイドラインに則り、所属先の医療機関名も公開ください。
53	医療機関に所属していない看護師は、ガイドラインの対象になるか？	Q & A 統合版NO.5 「(C) 原稿執筆料関係」15と同様に、医療関係者としての資格を有している者として対象となる。
54	Q & A 「全体について」 Q 1では、技師会は医療機関等となりガイドラインの対象とされている。公益社団法人の「日本医師会」や「日本看護協会」は透明性ガイドラインの公開対象となるのか？	日本医師会や日本看護協会等の団体も本ガイドラインの対象となる。
55	医療関係者の海外支援を目的としたNPO日本人への海外医療協力活動への金品の寄付は、学術研究助成にあたるのでしょうか？	海外支援を目的とする場合は、対象外となる。
56	海外に拠点があり日本にも支部事務局のあるような国際学会に対する寄付は開示対象となるか？	主たる運営母体（本部事務局、会計口座など）が国外にある場合は対象外となる。
57	「A 研究開発費など」～「E その他接遇費」までの中がさらに詳細な区分に分かれているが、その詳細区分を自社にて決定することは可能か？ (例) 「研究開発費等費用」の中で、医機連 ガイドラインでは「A1臨床試験費」「A2共同研究費」「A3委託研究費」「A4不具合感染症調査費」「A5製造販売後調査費」となっているが、そこに「A6 研究接遇費」を追加し 接遇費を別科目として計上して良いか？	ガイドラインに従った区分で公開ください。
58	Q & A 統合版の全体についてのNo. 39でPMDA相談料は開示対象外となっているが、PMDAへの支払いについては、相談料に限らず審査手数料なども対象外と解釈して良いか？	貴見の通りである。
59	医療機関から公開同意を頂く際は、医機連を通して行うのか？	医療機関名を公開することに関する同意書は、企業毎に当該医療機関から入手ください。尚、医療機関によっては、医機連宛に包括同意書を発行していただいているところもある。
60	弊社が病院に調査等の依頼をして（弊社、病院間で契約書を締結）、病院への対価等を病院ではなく、株式会社へ支払う場合も、透明性ガイドラインに定める医療機関等への金銭の支払いとして開示対象になるか？	医療機関への対価の支払い（資金提供）であり、開示対象となる。なお、区分についてはガイドラインに従って、適切に判断ください。

Q		A
61	日本国内で親会社が製薬企業A社で、子会社（別法人）の医療機器企業B社の資金提供の公開情報は、親会社Aのホームページ上でグループ企業として合同で開示して良いか？製薬協では、グループ企業での合同開示はOKとされている。	子会社が開示すべき情報を、親会社のホームページ上で開示することは差し支えないが、両社のホームページ及び指針にはその旨を明記ください。なお、親会社と子会社の資金提供の金額や件数を合算することについては、事業の一貫性や別法人という点を考慮の上、本ガイドラインの主旨や各社の指針に照らし、適切に判断ください。
62	医療機関等への資金等の提供がない場合は、「0円」として公開開示するのか？	透明性ガイドラインに基づく資金等の提供はないことを公表することが望ましい。
63	医療生協（例：M医療生活協同組合）へ透明性ガイドライン上で該当する資金拠出を行った場合は、開示対象となるのか。	日本医療福祉生活協同組合連合会（医療福祉生協連）本部は対象外であるが、傘下の医療機関は対象となる。
64	Q&A全体についての3にある海外の医療機関等への支払いは対象外とのことですが、外国人医師を講師に招いて国内の医療関係者に対するセミナーを開催した場合、講師謝金等の海外の医療機関等への支払い分を対象外とし、講師謝金等支払い分以外を情報提供関連費として対象とするのか？ または、講師謝金としては対象外とし、講師謝金分も含め情報提供関連費として対象とするのか？	本ガイドラインは、海外の医療機関等への支払いを対象外としていることから、外国人医師への謝金支払いについては、対象外となる。 セミナーの謝金を除く費用は、情報提供関連費として対象となる。

(A) 研究費開発費等関係

1	工学部等の医学系以外との共同研究は対象となるのか？	医学、薬学系以外との共同研究等は対象外となる。
2	Q&A統合版(A)の1に、医学、薬学系以外との共同研究等は対象外となるとあるが、「医学、薬学系」とは、医学部、薬学部のみを指すのか？ それ以外も含まれる場合には、判断基準は何か？	医学部、薬学部以外においても「医学、薬学系」の研究がなされているケースも存在し、組織名だけの判断は難しいところである。 医療機器の開発や評価等には多くの分野が係ることから、資金提供を行うに当たっては、利益相反の観点から、公開の可否を各社で適切に判断ください。
3	研究に関わる人件費は対象となるのか？	社員の給料等の人件費は対象外となる。
4	共同研究費は自社の開発費分だけの開示でよいのか？	自社の開発費分のみを開示とする。
5	医療機関等以外（研究段階における業者など）への支払いは対象か？	医療機関等以外への支払いは対象外となる。
6	治験を目的に医師等と食事した場合の費用は対象となるのか？ 営業、マーケティング等の担当者が同席した場合は、研究開発費になるのか？その他接遇費用になるのか？	治験を目的に医師等との食事費用は研究費開発費等に含まれるので対象となる。 同席者にかかわらず、治験に関する会合等における治験担当医師等との食事費用は研究開発費に含まれる。
7	治験の目的の為に、医師へ提供するプロトコルを記載した資料の印刷や製本に関する費用は開示対象か？	治験目的で提供する場合は、臨床試験費に含まれることから、対象となる。

	Q	A
8	製品の開発・改良に関する技術指導等を委託する場合の費用はどこに含まれるか？	技術指導等に関する委託費用は「委託研究費」に含まれる。 なお、医療関係者個人に対する支払は、所属する医療機関等の規定や関連法規を遵守の上、行うこと。
9	「症例報告等」の費用はどこに含まれるか？	公的規制のもとで実施される症例報告等の他、企業が独自に行う調査等に関する費用は「製造販売後調査費」に含まれる。 なお、医療関係者個人に対する支払は、所属する医療機関等の規定や関連法規を遵守の上、行うこと。
10	症例報告等の費用は「製造販売後調査費」に含まれるとのことだが、具体的にはどのような費用が開示の対象になるのか？	調査委託料が開示対象となる。
11	本ガイドラインの委託研究費とは公正競争規約が定める「治験に係る研究委託」から臨床試験費を差し引いた費用とそれ以外の研究委託に係る費用と解釈してよいか？	各社で指針に反映して判断ください。
12	本ガイドラインの臨床試験費とは「治験に係る研究委託」の内の臨床試験費のみを抜き出したものと解釈してよいか？	各社で指針に反映して判断ください。
13	本ガイドラインの製造販売後調査費とは公正競争規約が定める「製造販売後調査」から「製造販売後臨床試験」と「不具合感染症報告調査」を差し引いた費用と解釈してよいか？	各社で指針に反映して判断ください。
14	研究費開発費等と言う公的規制とは具体的には何か？	薬事法で規制されているGCP省令、GPSP省令、GVP省等を指す。
15	研究費開発費等の中には血液等臨床検体を使わない技術的な開発は対象とならないで良いか？	医療機器に関する開発であれば開示対象となる。
16	研究開発費等の6項目の定義がないが、各企業により判断で解釈して良いか？	各社の指針に照らして判断ください。
17	CRO（Contract Research Organization：開発業務受託機関）への支払は業務の内容により支払対価・支払方法が異なり、また取引上の機密事項に該当する場合もあるが開示の対象外と考えてよいか？	CROへの支払いは対象となる。
18	CROへの支払いも開示対象としているが、開示対象とした理由は何か？ またSMO（Site Management Organization：治験実施施設管理機関）も同様の理解で良いか？	本ガイドラインは、医療機器産業が医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与し、その企業活動は高い倫理性を担保した上で行うことを目的としていることから、CRO及びSMOも開示対象としている。
19	「透明性ガイドライン」Q&A総合版の(A)研究費開発費等関係 3項 「共同研究費は自社の開発費分だけの開示でよいのか？」と質問に対し、「自社の開発分のみを開示」とあるが、自社開発分範疇で医療機関へ資金が提供される分の費用ということで良いか？	貴見の通りである。

	Q	A
20	不具合・感染症症例報告費とは、PMDAなどに提出する報告書を作成するために社外の機関に調査依頼をした際の費用ということで良いか？	依頼先が医療機関に該当する場合は、貴見の通りである。
21	臨床試験開始前の準備段階で、医師に支払ったコンサルタント料は、公開対象となるのか？	公開対象となる。
22	(A) 研究費開発費等関係Q & A No. 20にて、不具合・感染症報告を作成するための調査を医療機関に依頼した際の費用は開示対象とされている。このような報告書作成のための調査をCROに委託した場合の費用も、(A) Q & A No. 17に基づいて報告対象ということで良いか？	貴見の通りである。
(B) 学術研究助成費関係		
1	私立大学への奨学目的の寄付は一般寄付となるのか？	一般寄付とならない。 奨学目的であれば奨学寄付となる。
2	企業が研究を公募し助成する寄付金はどの項目で開示するのか？個人名も対象となるのか？	一般寄付となり、個人名は開示対象となる。
3	大学で実施される寄付講座の費用は対象となるのか？対象となる場合はどの項目で開示するのか？	平成26年4月21日付けご連絡にて回答変更 平成27年度公開分（平成26年度分データ）から運用変更、平成26年度公開分からの前倒しも可 【変更前の回答】 一般寄付で開示対象となる。 【変更後の回答】 奨学寄附金として開示対象となる。 「Q & A 統合版(B)-22を参照」
4	一般寄付にはどのようなものが対象となるのか？	大学周年事業への寄付、財団に対する寄付、医療機関等への寄付が対象となる。
5	財団、NPO法人を通じた寄付は、法人に支払った金額か、それとも法人から医療機関に支払った金額のどちらを対象とするのか？	支払先の医療機関が特定できる場合には、医療機関名で開示する。医療機関が特定できなくても、学術研究助成に使われていることが明らかであれば財団法人名が対象となる。
6	財団を通じた寄付も該当するのか？	財団を通じた学会寄付も該当する。
7	学会寄付には、物品寄付も対象となるのか？	物品寄付（金額換算）も対象となる。
8	Q&A 統合版(B) 7に学会寄付には、物品寄付（金額換算）も対象となるとあるが、この場合の金額換算は、いわゆる“希望小売価格”で捉えて良いか？	適切な市場価格等に基づいて各社で判断ください。

Q	A
9 学会共催費にはどんな項目が入るのか？	<p>平成26年4月21日付けご連絡にて回答変更 平成27年度公開分（平成26年度分データ）から運用変更、平成26年度公開分からの前倒しも可</p> <p>【変更前の回答】</p> <p>ランチョンセミナー、シンポジウム等、学会と共催する会合での企業側費用負担の項目である。</p> <p>【変更後の回答】</p> <p>「B. 学術研究助成費」の「学会共催費」は、ランチョンセミナー、シンポジウム等の学会等と共催する会合において、会員企業が学会側に直接支払った金額のみを公開対象とする。</p> <p>また、学会側に直接支払ったもの以外の共催に関わる費用は、「D. 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。</p> <p>この「費用」については、会場使用料、講師の交通費宿泊費、参加者の弁当代等の費用が該当するが、これらの費用が「学会側に直接支払った金額」に含まれる場合は、「学会共催費」として公開する。</p> <p>なお、講師謝礼については、「C. 原稿執筆料等」の「講師謝金」として公開する。</p> <p>「Q & A 統合版(B)-23を参照」</p>
10 各種広告、学会展示等の費用は対象となるのか？	対象とはならない。
11 Q&A 統合版（B）10に、学会展示等の費用は対象とならないとあるが、学会主催のイベントに自社ブースを出展する展示費については、開示する必要がないという理解で良いか？それとも（B）ではなく（D）として開示する必要があるか？また、学会展示費ではなく、自社主催の展示費用は（D）として公開対象となるのか？	<p>学会併設展示会等の費用は本ガイドラインの対象外である。</p> <p>自社主催による医療関係者に対する自社医療機器の展示会費用は、情報提供関連費として開示対象となる。</p>
12 業界団体が学会と共催して行うランチョンセミナーの講師謝金等は、業界団体が公開するのか？	<p>業界団体が公開する必要はない。</p> <p>ただし、各社が分担金を負担して業界団体名でランチョンセミナーを行う場合、各社は負担金を公開する必要がある。</p>
13 学会共催ランチョンセミナー等で、参加医師へ提供した弁当で、学会側におさめる共催費には含まれず学会が手配したのではなく、自社手配で調達・支払した場合も、（B）の学会共催費に含まれるのか？それとも、このような弁当代は別途（D）の情報提供関連費や（E）のその他の費用になるのか？	<p>平成26年4月21日付けご連絡にて回答変更 平成27年度公開分（平成26年度分データ）から運用変更、平成26年度公開分からの前倒しも可</p> <p>【変更前の回答】</p> <p>ランチョンセミナー参加者への弁当代は、手配の主体に関わらず、学会共催費に含められる。</p> <p>【変更後の回答】</p> <p>学会共催ランチョンセミナー等の参加者の弁当代について、自社手配で調達したもので、学会側に支払う共催費に含まれない場合は、「D. 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。「Q & A 統合版(B)-23を参照」</p>

	Q	A
14	<p>業界団体が学会と共済して行うランチョンセミナーの講師謝金等に関して、当該団体に加盟している各企業からの業界団体への会員活動費（運営経費）の中に当該分担金が入っているが、その分担費用の詳細が各企業別に算出できない場合には、どのようにすれば良いのか？</p>	<p>団体会費として徴収した運営経費を充当した場合は対象外である。</p>

Q		A
15	<p>セミナーやシンポジウム等の共催で、学会会場で関係者を招いて立食パーティーを開催した場合、「学会共催費」か「接遇等費用」どちらでの費用計上が適切なのか？</p>	<p>平成26年4月21日付けご連絡にて回答変更 平成27年度公開分（平成26年度分データ）から運用変更、平成26年度公開分からの前倒しも可</p> <p>【変更前の回答】</p> <p>学会との共催の場合は、学会共催費となる。</p> <p>【変更後の回答】</p> <p>学会共催セミナー等において立食パーティーを開催した場合の費用は、「D. 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。 なお、当該立食パーティーが学会との共催で、その費用が学会側に支払う共催費に含まれる場合は、「学会共催費」となる。 「Q & A 統合版(B)-23を参照」</p>
16	<p>本ガイドラインでは、学術研究助成費がその公開対象とされているが、会員企業が当該項目を開示する場合、受領団体名と件数/金額だけでよいか？ (例) 奨学寄附金； ○○大学○○教室⇒○○大学（受領団体）</p>	<p>学術研究助成費の用途等により具体的に○○教室まで特定できるものについては、個別情報が公開となる。 受領団体までしか特定できない場合は、その受領団体名と件数/金額が公開となる。</p>
17	<p>学会には、本体学会とその地方会が存在しているが、開示する場合、地方会分をその旨記載して本体学会にまとめて開示してもよいか？</p>	<p>透明性確保の観点から、地方会に対する寄付金等は本体学会とは分けて公開する必要がある。</p>
18	<p>学会共催費などで第○回○○学会との記載例が示されているが、受領団体名と金額だけ開示すれば足り、「第○回」の部分は開示しなくてよいか？</p>	<p>本ガイドラインの事例に従い「第○回」も開示ください。</p>
19	<p>学会の地方会と共催してセミナーを実施した場合、学術研究助成費の中の学会寄付金と学会共催費のどちらに入れるべきか？</p>	<p>学会共催費となる。</p>
20	<p>学会（地方会）開催にあたり、製品紹介等のメーカープレゼンテーションを有料で行う場合の費用の支払いは、学術研究助成費の学会寄付金若しくは学会共催費の扱いとして、学会名と金額を開示する必要があるのか？ あるいは情報提供関連費として年間の件数・総額の一部として報告すれば良いのか？</p>	<p>学会共催費に該当するので、開示が必要となる。</p>
21	<p>HOSPEX（医療機器・福祉機器に関する展示会：主催日本医療福祉設備協会・日本能率協会）などの展示会で、自社セミナーを行った場合、費用は公開しなければならないか？</p>	<p>医療関係者を対象としたセミナーは、公開対象となる。</p>
22	<p>Q & A 統合版（B）No. 3で、寄付講座は一般寄付で開示するものとされているが、ある医療機関（大学）から、学校法人会計基準では、用途の指定がなければ一般寄付で、寄付講座のような用途の指定がある場合は特別寄付となる旨の指摘を受けた。 特別寄付となる寄付講座については、一般的に研究目的に活用されることは明確なため、医療機関及び会員企業間で混乱を招かないよう、透明性ガイドラインにおいても、奨学寄付に分類するのが適切ではないか？</p>	<p>ご指摘のように学校法人会計基準を尊重し、平成27年度公開分（平成26年度分データ）より、「一般寄附金」ではなく、「奨学寄附金」として公開するよう変更する。</p> <p>また、この変更に伴い、Q & A 統合版「B. 学術研究助成費関係」No. 3を、「学術研究助成費関係のQ & Aの一部変更についてのご連絡」の通り変更する。</p>

	Q	A
23	<p>Q & A 統合版 (B) No. 9、13、15では、「学会共催費」の公開対象として、立食パーティー費用などを含む企業側費用となっている。しかし、学会側が関与せず、企業側の判断で調達・支払った食事費や講師の交通費宿泊費、セミナー参加者への弁当代などを含めた公開金額に対し、学会側の理解や公開同意が得られにくいことがある。</p> <p>例えば、企業側の判断で支払った金額については、別項目で公開しても「透明性ガイドライン」の情報公開の原則には抵触しないと考えるが、運用の変更は必要ないのか？</p>	<p>学会との共催で支払ったすべての費用を「B. 学術研究助成費」として公開することに対しては、学会から理解を得ることが困難な場合もあることから、医機連として再検討した結果、平成27年度公開分（平成26年度分データ）より、「学会共催費」等に関する運用を以下の通りに変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「B. 学術研究助成費」の「学会共催費」は、学会等との共催にあたり、会員企業が学会側に直接支払った金額のみを公開対象とする。 ・また、学会側に直接支払ったもの以外の共催に関わる費用は、「D. 情報提供関連費」の「講演会費」として公開する。 ・この「費用」については、会場使用料、講師の交通費宿泊費、参加者の弁当代等の費用が該当するが、これらの費用が「学会側に直接支払った金額」に含まれる場合は、「学会共催費」として公開する。 <p>なお、講師謝礼については、これまで通り「C. 原稿執筆料等」の「講師謝金」での公開となる。</p> <p>この変更に伴い、Q & A 統合版「B. 学術研究助成費関係」No. 9、13、15を、「学術研究助成費関係のQ & Aの一部変更についてのご連絡」の通り変更する。</p>

(C) 原稿執筆料等関係

1	個別開示のため、相手側に同意いただけない場合は、開示しなくてもいいか？	開示は必要である。従って、依頼時に、同意を得ておくこと。
2	広告代理店等を経由した支払い原稿執筆料等の支払いは開示対象となるのか？ 依頼企業が把握しないかたちで謝礼が支払われた場合はどうなるのか？	広告代理店等を経由した支払いはすべて開示対象となる。 依頼企業は医療従事者への支払額を把握するのが前提であるので、開示は可能である。
3	コンサルティング等業務委託費とは何をさすのか？	「A. 研究費開発費等」の対象となる製品の開発・改良に関わる業務委託以外の業務委託費をいう。 例：社員の教育研修を医療機関等に委託する場合、医療現場で適正使用の指導を行うことを医師に委託する場合の業務委託費 営業戦略上のアドバイスの為のコンサルティング等業務委託費
4	医療関係者個人に対するコンサルタント業務が「研究費開発費等」及び「原稿執筆料等」に亘る場合、どちらに費用計上すべきか？	いずれか業務委託の主な方に計上する。 但し「原稿執筆料等」の個別開示を避けるために、本来「原稿執筆料等」に計上すべきものを意図的に「研究費開発費等」に計上してはならない。
5	「原稿執筆料等」の支払先が団体や組織の場合、公開に関する同意は不要か？	団体や組織の同意を得ておくこと。
6	学会との共催でのランチオンセミナー等における講師謝金は、「学会共催費」に含めてよいか？	学会共催費には会場費、弁当代、講師旅費等が含まれるが、講師謝金は「原稿執筆料等」として計上する。

	Q	A
7	医師にコンサルタント業務を委託する際、契約者が当該医師でも医療機関でもなく別の会社(自ら経営に参画あるいは身内が経営に参画している会社等)になり、コンサルタント料の支払いも別会社である場合、開示対象は当該会社になるのか？それとも当該医師になるのか？	当該企業にコンサルタント料を支払ったとしても実際の支払先(医師)が特定できる場合は当該医師が報告対象となる。
8	セミナー等の講師謝金の公開に際し、医療関係者から個人情報保護法を盾に同意が得られなかった場合は、どのように対応したら良いのか？	Q&A(No.1)23の通り、開示が必要である。開示に同意いただける医療関係者に講師を依頼ください。
9	自社の開発・製造拠点にあたる海外の拠点において、製品開発に伴い日本人医師をコンサルタントに起用し、海外と日本人医師が直接契約を結び日本人医師へ謝礼を支払う場合は対象となるのか？	本ガイドラインは、海外法人からの支払いは対象外である。
10	原稿執筆料に関して、進行中のプロジェクトで個別案件を明記する事で企業秘密の露呈につながるような場合に限り、件名の中から詳細なプロジェクト名を省いても良いか？	プロジェクト名等の件名の記載は、不要である。件数と金額が公開対象となる。
11	(C)原稿執筆料等は(D)情報提供関連費に含まれるのか？	講師謝金や原稿執筆料等、個人に対する支払いのみ(C)原稿執筆料等で開示となる。
12	コンサルティング業務委託費は、コンサルティング業務を依頼した場合に発生する交通費、宿泊費等も開示対象となるのか？	コンサルティング委託料に伴う交通費、宿泊費、飲食費は原稿執筆料等に含めず、研究開発に伴う場合は研究費・開発費等に、それ以外は情報提供関連費に含まれる。
13	米国本社が日本の医師とコンサルティング業務委託を結んでいる場合、米国本社が費用を支払うが、その場合も開示対象となるのか？また、研究費開発費等も同様のケースが発生する可能性があるが、開示対象となるか？	海外法人が費用を支払う場合は、本ガイドラインの対象外である。
14	講演会の演者等への謝金について、医療機関等に勤務する医療担当者が、法人会社を設立しており、講演に関する業務委託契約をその法人会社と締結し、法人会社に謝金を支払う場合は、公開対象となるのか？ Q&A NO.1の24にあるように広告代理店を経由した謝金の支払いと同様に公開対象となるのか？	いずれの場合も公開対象となる。
15	医療機関等に所属しない医療担当者が、医療コンサルティング会社を設立している場合、この会社へのコンサルティング業務委託費は公開対象となるのか？	公開対象となる。
16	同一の医師が複数の医療機関等に所属している場合、個別開示時の方法は下記のいずれか？ ①同意を取得した際の所属・役職それぞれで個別に開示する。 ②同一の医師への支払を集約して開示する。 また、②の場合、開示時の所属はどれを選択すべきか？	各社で判断ください。
17	開示項目C原稿執筆料等のコンサルティング等業務委託費を、金銭ではなく現物給付により支払う場合、開示対象となるのか？ 対象となる場合、金額換算は、原価、時価、その他別途契約書等に規定する換算金額のいずれにより行うことが適当か？	適切な市場価格等に基づいて各社で判断ください。

	Q	A
18	開示項目C原稿執筆料等の報酬に係る業務委託契約の相手方当事者が医療従事者個人ではなく、医療機関等の事業体であり、またその報酬支払先が当該事業体である場合、支払先としては当該事業体の名称を開示すれば良いか？	貴見の通りである。
19	C項目の公開について、医師から、医機連でも製薬協が行っている閲覧方式による公開方法を行って欲しいとの相談を受けています。製薬協と異なる対応は、混乱を生じますので、閲覧方式を採るのが好ましいと思われませんか？	平成25年(2013年)6月現在、検討中である。
20	医療機関から企業がデータ解析などを受託し、その業務の一部を医療機関や医療関係者に依頼する場合、C.原稿執筆料等に該当するか？	製品の開発に係る場合は、A.研究費開発費等に該当し、それ以外はC.原稿執筆料等に該当する。
21	<p>「C. 原稿執筆料等」について、Q&A統合版 NO.6 「C-19」によれば、製薬協が採用している閲覧方式による公開方法を、医機連としても採用するかどうかを検討しているとのことだが、具体的に次のような公開方法は認められるのか？</p> <p>ウェブ上での公開は、例えば下記のように各項目の年間総額と支払先の氏名、所属及び役職までとし、ガイドラインで求められる氏名毎の件数及び金額の個別開示については、自社の指定する場所・時間帯での閲覧を認めるなど、別途、自社の指定する方法で開示するという公開方法。</p> <p>C. 原稿執筆料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講師謝金 <ul style="list-style-type: none"> 年間の総額 ○○○○円 △△大学△△科△△△△教授 □□病院□□科□□□□科長 ××研究所××部×××部長 etc. ● 原稿執筆料・監修料 <ul style="list-style-type: none"> 年間の総額 ○○○○円 △△大学△△科△△△△教授 □□病院□□科□□□□科長 ××研究所××部×××部長 etc. ● コンサルティング等業務委託費 <ul style="list-style-type: none"> 年間の総額 ○○○○円 △△大学△△科△△△△教授 □□病院□□科□□□□科長 ××研究所××部×××部長 etc. 	<p>「C. 原稿執筆料等」について、製薬協が採用している公開方法を検討した結果、医機連としても医療従事者の混乱を避ける必要があることから、以下のとおり取扱うものとする。</p> <p>本来は、ガイドラインで示した公開方法が原則であるが、左記のような2段階方式も、ガイドラインの範囲内であり、各社の判断で可能であるとする。</p> <p>ただし、以下の点に十分留意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①このような方法を採用する場合であっても、ガイドラインで示した氏名毎の件数及び金額を公開することについて、医療関係者の承諾を得る必要がある。 ②既に医療関係者から、ウェブ上で氏名毎の件数及び金額を公開することについて承諾を得ている場合に、このような方法に変更するに当たって、改めて承諾を取り直すかどうかは各社の判断となるが、念のため公開方法の変更について説明しておくことが望ましい。 ③閲覧申請の方法は、左記の脚注にあるようにウェブ上で明確に示す必要がある。また、各社で担当部署等を決定し、問合せ等にも対応できるようにする必要がある。 ④閲覧申請があった場合、申請者が反社会的勢力に該当するなど特別の事情がない限り、公開を拒否することはできない。

Q		A
	<p>××研究所 ××部 ×××部長 etc.</p> <p>(注)これ以上の情報の閲覧を希望される場合は、下記の方法により申請して下さい。</p> <p><申請方法を記載></p> <p>※ お問合せ先 ○○株式会社 ○○部○○課 電話:XXX-XXX-XXXX</p>	<p>拒否することはできない。</p> <p>具体的にどのような公開方法とするかは、各社の判断で決定し、各社の指針に明示ください。また、これを公表するのが望ましい。</p> <p>なお、「自社の指定する場所・時間帯での閲覧」という方法以外では、例えば、申請者に対して回答書を郵送する方法、自社ウェブサイトにてID・パスワードの入力が必要なページを設け、申請者に対して個別のID・パスワードを発行して閲覧を認める方法などが考えられる。</p> <p>ただし、このような方法を採用する場合は、透明性ガイドラインの趣旨を踏まえ、過度な制限を課すなどして実質的に非公開であるとの批判を招くことのないよう留意する必要がある。</p>
22	<p>透明性ガイドラインで公開対象となる「C. 原稿執筆料等」に該当するかどうかは、どのように判断すればよいか？</p>	<p>別添の「『C. 原稿執筆料等』公開対象判定チャート」を参考ください。</p>
(D) 情報提供関連費関係		
1	<p>講演会に伴う役割者（演者、座長等）への慰労に自社社員や販売業者社員が参加した場合の費用は対象となるか？</p>	<p>自社社員や販売業者社員の分も含めて対象となる。</p>
2	<p>講演会の対象が販売業者の場合、販売業者社員へ提供した弁当代等は対象となるか？</p>	<p>販売業者社員向けの講演会での弁当代等は対象外となる。</p>
3	<p>「E. その他の費用」に社会的儀礼としての接遇等とあるが、講演会に伴う役割者への慰労は講演会の一連の費用として「D. 情報提供関連費」として計上するという理解でよいか？</p>	<p>講演会に伴う役割者への慰労は、「D. 情報提供関連費」として計上する。</p>
4	<p>医療関係者が、企業が主催する講演会に出席した場合に支払う宿泊費、交通費は対象となるか？</p>	<p>講演会に出席した医療関係者に支払う宿泊費、タクシー代を含む交通費は対象となる。</p>
5	<p>講演会費には講師謝礼は除くと考えてよいか？</p>	<p>講師謝金は原稿執筆料等の講師謝金として個別開示し、情報提供関連費からは除くと考えてよい。</p>
6	<p>交通機関やホテル等に直接支払っている講師の交通費や宿泊費はどの様な扱いとなるのか？</p>	<p>交通機関やホテル等に直接支払っている場合も対象となる。</p>
7	<p>医局説明会の弁当代等は対象となるのか？</p>	<p>医局説明会の弁当代等は「説明会費」に含まれるので対象となる。</p>
8	<p>原稿執筆料や監修料が発生していない内容で、自社ホームページ等で医学・薬学関連のコンテンツを公開する場合の作成費用は含まれるか？</p>	<p>自社ホームページ等で公開する医学・薬学関連コンテンツ作成費用は対象外となる。</p>
9	<p>ホームページで医療関係者向けのページを作成する場合の費用は対象となるか？</p>	<p>自社の医療関係者向け、登録制医療関係者向けホームページは対象外となる。</p>

	Q	A
10	添付文書や取扱説明書等の制作費や配付費用は、「情報提供関連費」に含まれるのか？	医療機関等への支払い資金の提供にあたらな いことから、「情報提供関連費」には含まれ ない。
11	Q&A統合版(D)10に、添付文書や取扱説明書は医療機関等への支払い資金の提供にあたら ないとあるが、自社製品の適正使用のために手 技等を録画したDVDの制作費用も、同様に開 示対象外として良いか？	貴見の通りである。
12	医療担当者を対象とした自社主催のセミナーの 運営費用（会場費等）は、「講演会費」として 開示の対象になるのか？ また、自社主催のセミナーに参加する医療担当 者から参加費の支払を受けた場合も、その運営 費用を「講演会費」として開示をする必要があ るのか？	いずれも講演会費として開示の対象になる。

	Q	A
13	医療担当者を対象としたセミナーを、複数の医療機器事業者（メーカー、ディーラー）で共催した場合、自社の負担した費用のみを開示すればよいか？	自社の負担した費用のみを開示すればよい。
14	医療担当者を対象としたセミナーのうち、テーマが自社医療機器に関係のないもの（例えば一般的な医学知識に関するもの）である場合も、開示の対象となるのか？	開示の対象となる。
15	講演会費については、その内の講師謝金に関してのみ、講演会費から差し引いて(C)原稿執筆料にて計上すると解釈してよいか？	貴見の通りである。
16	説明会費について、役割者に対する謝金の取り扱いはどのようになるか？	(C)原稿執筆料等の講師謝金として計上ください。
17	セミナー参加の医療担当者から参加費の支払を受けた場合も講演会費として開示の対象となる（Q&A NO. 2. 17）とあるが、運営費用の総額を開示するということが良いか？	本ガイドラインでは、運営費用の総額を対象としている。
18	医療機関と共催で一般人を対象として行った講演会は、会場費や資料作成費は本ガイドラインの対象外と考えて良いか？	一般人を対象とした講演会は、本ガイドラインの対象外であり、医療機関と共催した場合も同様である。
19	販売業者社員向けの講演会等の費用は、情報提供関連費の対象となるか？	販売業者社員向けの講演会等の費用は、本ガイドラインの対象外である。
20	企業が主催するセミナーの場合、会場費、弁当代、講師旅費等は、(D)情報提供関連費ということで良いか？ また、共催であるなしに拘らず講師に支払った謝金は、(C)原稿執筆料等で個別開示するということが良いか？	貴見の通りである。
21	講演会に伴う役割者（演者、座長等）への慰労に自社社員や卸販売業者社員が参加した場合の費用も対象となるとあるが（Q&A NO. 1. 26）、本ガイドラインは、医療機関等への支払いの開示が目的としているので、自社社員や卸販売業者社員の費用開示は不要ではないか？	ガイドライン通り、開示対象となる。
22	講演会等の会場費は、医療機関への支払いではなく、ホテルや講演会場の所有者への支払いのため、開示対象とする必要はないのではないか？ また、企業が医療関係者に支払った金額を開示することが透明性ガイドラインの目的であり、企業が受け取った医療関係者からの参加費等は公開の対象ではないのではないか？	講演会等の会場費が発生した場合は、開示対象となる。
23	医療機関等に対して本ガイドラインを遵守するに際し、情報はどこまで公開して良いのか？	開示する情報は、本ガイドラインに明記している。医療機関等から同意を得た上で開示すること。
24	説明会の定義とは何か？ 医局説明会を含むものと理解するが、その規模等に基準があるか？	講演会に当たらない医局説明会等が説明会に分類される。説明会の規模等の基準はなく、全てが対象となる。

	Q	A
25	医局説明会で、医療機関側に自社の機器の適正使用や安全使用を説明する為に用いた形状見本等は対象となるか？	形状見本、臨床試用医療機器は公開の対象外である。
26	試用品は、対象外と考えて良いか？	試用医療機器は本ガイドラインの対象外である。 医療機器業公正競争規約の「試用医療機器に関する基準」に従って、適切に提供ください。
27	説明会、講演会、商談等の接遇交際にあてはまらない医療従事者との打ち合わせ費用（原稿執筆事前打ち合わせ等）の費用は「Eその他接遇費用等」として開示して良いか？	貴見の通りである。
28	社内研修や社内会議に医師を招聘して社員のみに対して講演を依頼し、講演後に慰労を行った場合、その費用は開示対象となるか？ 対象となる場合、分類項目は（D）講演会費か（E）接遇等費用か？	開示対象で、講演後の慰労となることから、（E）接遇等費用となる。
29	学会セミナー・講演会等開催時に提供する社名入り参加証ホルダー、社名入りバック等は開示対象となるのか？	情報提供関連費として開示対象となる。
30	医療機関に年末に配布しているカレンダーや手帳の費用は開示対象か？	情報提供関連費として開示対象となる。
31	販促品（少額適正物品）は「D. 情報提供関連費」の「医学・工学関連文献等提供費」にあたるものと理解しているが、この場合に「年間件数」として販促品の「個数」も開示の対象となるのか？ また同様に別刷り文献提供の場合の「件数」も「配付数」が開示対象となるのか？	本ガイドラインが「医学・工学関連文献等提供費」の公開項目として求めているのは「年間総額」のみで「件数」は求めているいない。 従って「個数」「配布数」は対象外である。
32	医療機関等の施設を企業がトレーニングセンター等として利用するに当たって、支払う施設使用料、消耗品等実費については、開示対象となるのか？	トレーニングの対象者が、他の医療機関等の医療従事者であれば、「D. 情報提供料」として公開対象となる。
33	Q & A 統合版N0.5「（D）情報提供関連費関係」27の説明会、講演会、商談等の打合せ費用は「E. その他接遇費」とあるが、Q3では、講演会の慰労は「D. 情報提供関連費」とされており、打合せと慰労で計上する項目を分けるのか？	貴見の通りである。 講演会の事前打合せ費用は「E. その他接遇費」、講演会後の役割者への慰労は「D. 情報提供関連費」として計上ください。
34	公取協の飲食等の提供に係るルールでの「2）自社の取り扱う医療機器の適正使用、安全使用のための情報提供・収集活動に伴う医療担当者等に対する飲食の提供」は情報提供ということで「D. 情報提供関連費」に計上すれば良いか？	公取協における情報提供活動に伴う飲食は、「通常の営業活動に伴う飲食」と考えられるので、本ガイドラインでは、「E. その他費用」の接遇費の計上となる。 講演会後の慰労に伴う飲食費や、説明会時に提供する弁当代は、「D. 情報提供関連費」となる。

	Q	A
35	<p>情報提供関連費中の「説明会」と「講演会」の違いは何か？ 「説明会」＝「医局説明会」 「講演会」＝「聴講者を医療関係者に限定した講演会」ということで良いか？</p>	<p>厳密に定義はしていないが、「説明会」は、医局説明会などのように医療関係者に対して主に社員などによる自社取扱い製品に関する説明を行うものである。 「講演会」は、複数の医療関係者に対して行う社外講師による講演であり、自社製品に関する演題のほか、医療全般に関する演題も含まれるものである。</p>
(E) その他費用関係		
1	中元歳暮等の物品提供は対象外となるのか？	中元歳暮等はEの接遇等費用となり対象となる。
2	研究開発部門等で使用された費用も対象となるのか？	営業部門以外の研究開発部門等による接遇費用（社会的儀礼等）も対象となる。
3	企業として非交際費として扱っている交通費や飲食費は対象外でよいか？	非交際費も対象となる。 交際費・非交際費を含めた総額を計上する。
4	相手側の費用を負担していない行事参加費は対象外でよいか？	相手側の費用を負担していない行事参加費は対象外となる。
5	慶弔見舞金も開示の対象となるのか？	慶弔見舞金も対象となる。
6	医療関係者の接遇に、自社社員や販売業者社員が参加した場合の費用は対象となるか？	医療関係者の接遇に要した費用として、自社社員や販売業者社員の分も含めて対象となる。
7	慶弔見舞金には、弔事の際の生花や弔電の費用も対象となるのか？	対象となる。
8	慶弔見舞金には、医師本人ではなく医師の親族などへの弔事の香典は、対象外で良いか？	医師への弔慰を表すものであり、対象となる。
9	医療機関主催の祝賀会で参加費のみ支払って参加するものは対象外としてよいか？	自己の費用を負担する目的の参加費は医療機関等への支払には当たらず、対象ではない。
10	コンタクトレンズ販売店を經由して消費者へ提供される景品は開示対象外として良いか？	コンタクトレンズ販売店は医療機関等ではないことから対象外である。
11	学会に支払う年会費、また参加費（学術大会など）は対象となるのか？	年会費や学会参加費は本ガイドラインの対象外である。
12	ボールペンなどの提供は、提供の場で費用計上を振り分けるという理解で良いか？たとえば説明会での配布は、説明会費、講演会では、講演会費、学会展示会場・学会セミナーでの配布は、医学・医療工学文献等提供費とすれば良いか？	貴見の通りである。 振り分けについては、各社で適切に判断ください。